

# 消費者基本計画 工程表 改定案

参考にパブコメ案からの変更箇所には下線を引いています。

(ただし、時点修正による数値等の変更を除く。)

## 工程表の策定について

消費者基本計画（平成27年3月24日閣議決定）では、消費者を取り巻く環境の変化と課題を踏まえつつ、消費者政策の推進により目指すべき姿を明らかにした上で、消費者政策を推進する上で考慮すべき視点、5年間で取り組むべき施策の内容、計画の効果的な実施について定めている。

このうち、計画の効果的な実施に関しては、消費者基本計画を着実に推進するため、消費者基本計画に基づいて関係府省庁等が講ずべき具体的施策について、消費者基本計画の対象期間中の取組予定を示した工程表を、消費者委員会の意見を聴取した上で、消費者政策会議において策定し、各府省庁等は、工程表に示された施策を着実かつ積極的に進めるものとされている。

## 本工程表の構成

本工程表は、消費者基本計画において示された、目指すべき姿の実現に向けて、誰（どの府省庁等）が、いつまでに、具体的に何を実施するのかを明らかにするとともに、各府省庁等の間で連携が必要な施策については、それらの関係を明確にするため、図示した資料と図に記載されている施策の内容を可能な限り詳細に記載した資料により構成されている。

また、施策の達成度合いを把握するため、消費者基本計画に示されたKPI（重要業績評価指標：Key Performance Indicator）を施策ごとに更に具体化している。さらに、可能な限り、施策の実施による目標を記載している。

本工程表の各施策の項目番号は、消費者基本計画の第4章（5年間で取り組むべき施策の内容）に記載された項目番号に対応している。

なお、別添として、「消費者基本計画第2章（消費者を取り巻く環境の変化と課題）の各項目と施策の対応関係」を付している。

## 本工程表のフォローアップ

本工程表に記載する施策の実施状況については、消費者基本法に基づき、毎年度、消費者庁が関係府省庁等の協力を得て報告を取りまとめ、政府として国会に提出する。

消費者委員会は、本工程表に記載する施策の実施状況について、KPIも含めて随時確認し、検証・評価・監視を行う。

また、消費者政策会議において、施策の実施状況の検証・評価・監視を行い、消費者委員会の意見を聴取した上で、1年に1回は本工程表を改定し、必要な施策の追加・拡充や整理、実施状況に応じた施策の実施時期の見直し（前倒しを含む。）等を行う。

# 目次

1	消費者の安全の確保	1
(1)	事故の未然防止のための取組	1
(2)	消費者事故等の情報収集及び発生・拡大防止	11
(3)	的確かつ迅速な事故の原因究明調査と再発防止	17
(4)	食品の安全性の確保	22
2	表示の充実と信頼の確保	34
(1)	不当な表示を一般的に制限・禁止する景品表示法の普及啓発、厳正な運用	34
(2)	商品・サービスに応じた表示の普及・改善	36
(3)	食品表示による適正な情報提供及び関係法令の厳正な運用	42
3	適正な取引の実現	47
(1)	商品・サービス横断的な法令の厳正な執行、見直し	47
(2)	商品・サービスに応じた取引の適正化	64
(3)	情報通信技術の進展に対応した取引の適正化	82
(4)	詐欺等の犯罪の未然防止、取締り	85
(5)	規格・計量の適正化	93
4	消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成	95
(1)	消費者政策の透明性の確保と消費者の意見の反映	95
(2)	消費者教育の推進	98
(3)	消費者団体、事業者・事業者団体等による自主的な取組の支援・促進	115
(4)	公正自由な競争の促進と公共料金の適正性の確保	120
(5)	環境の保全に配慮した消費行動と事業活動の推進	125
5	消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備	131
(1)	被害救済、苦情処理及び紛争解決の促進	131
(2)	高度情報通信社会の進展に対応した消費者利益の擁護・増進	139
(3)	消費生活のグローバル化の進展に対応した消費者利益の擁護・増進	143
6	国や地方の消費者行政の体制整備	147
(1)	国（独立行政法人を含む。）の組織体制の充実・強化	147
(2)	地方における体制整備	156
	商品・サービス別の消費生活相談件数	164